

屋外広告物条例第 4 条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域又は場所の指定（昭和 47 年岩手県告示第 790 号）の一部を次のように改正する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
2 条例第 4 条第 1 項第 6 号の規定により指定する地域				2 条例第 4 条第 1 項第 6 号の規定により指定する地域			
(1) [略]				(1) [略]			
(2) 次の表の左欄に掲げる道路のうち中欄に掲げる区間の道路及び当該道路に接続する地域で、右欄に掲げるもの（ただし、当該道路から展望できない地域及び人家連担区域（100メートルの禁止地域内のものに限る。）を除く。）				(2) 次の表の左欄に掲げる道路のうち中欄に掲げる区間の道路及び当該道路に接続する地域で、右欄に掲げるもの（ただし、当該道路から展望できない地域及び人家連担区域（100メートルの禁止地域内のものに限る。）を除く。）			
路線名	区 間		接続する 地域	路線名	区 間		接続する 地域
	起 点	終 点			起 点	終 点	
[略]				[略]			
一般国道 4 号	[略]		[略]	一般国道 4 号	[略]		[略]
	西磐井郡平泉町 平泉字高田62番 1 地先 (国国道交差 点)	西磐井郡平泉町 平泉字伽羅楽14 番 5 地先 (国県道交差 点)			西磐井郡平泉町 平泉字森下118 番 1 地先 (国国道交差 点)		
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
一般国道 455号	[略]		[略]	一般国道 455号	[略]		[略]
	盛岡市玉山区藪 川字町村118番 1 地先 (国市道交差 点)	下閉伊郡岩泉町 釜津田字権現44 番15地先 (岩谷上橋東 詰)			下閉伊郡岩泉町 釜津田字権現38 番 2 地先 (岩谷トンネル 東詰)		
	下閉伊郡岩泉町 釜津田字権現44 番15地先 (岩谷上橋東 詰)	[略]					
[略]				[略]			
[略]				[略]			
(3)・(4) [略]				(3)・(4) [略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。